

(第12回) イギリスでアフリカ社会と法を学ぶ

法人類学と「法意識」(1)

2025年9月

One Asia Lawyers Group
原口 侑子 (日本法)

前回、アフリカの若年層の法や社会規範に対する考え方を、慣習的な結婚の在り方を変革するケニアの若年女性を例に挙げて紹介した。「法や社会規範に対する考え方」とは、法人類学において「法意識」と分類される分野のひとつであり、日本では裁判例における社会通念などを通じて現れているが、今回はこの「法意識」の学問的変遷について少し紹介したい。

「法意識」とは何か? あまり日本ではメジャーではないが、長らく「法意識」は、「人々が法とどのように関わるか(法をどう回避するか、やどう抵抗するかも含む)」という、人々の法体験を分類する観点から議論されてきた¹。1990年代以降、法人類学者たちはこの概念を理論的に発展させ、「人々が法律に関連して経験し、理解し、行動する方法」と定義した²。その中には明示的な行動だけでなく、暗黙の理解といった表に出ないものも含まれる。

さらに人々が経験したり理解したりする「法」の概念の中は、ただの成文法としての法律だけではなく、「法的適合性」³とか、「社会的行動の構造」⁴や「法的な意味」⁵などといった、より社会規範に近いものが含まれるようになった。

たとえばブラジルにおける反汚職イニシアチブ(LJ)を「法意識」の生産の場として分析したサ・エ・シルヴァ⁶は、その論文「検察官と『人々』が LJについて語ったとき、彼らは何について語っていたのか?」で、法の支配と反汚職努力の対立という文脈における検察官とFacebook フォロワーの対話に焦点を当て、法と汚職に関するコミュニケーションを検証している。

こうして、「法意識」概念を拡張することで、法人類学者は法意識の「構築的」なプロセスに光を当てるようになった⁷。

¹ Silbey 2001: 8626(Silbey, S. S. 2001. Legal Culture and Consciousness. International Encyclopedia of the Social and Behavioral Sciences. Elsevier. pp. 8623-29.)

² Chua and Engel (2019:336)(Chua, L. and Engel, D. 2019. Legal consciousness reconsidered. The Annual Review of Law and Social Science. 2019.15:335–53.)

³ Ewick and Silbey, 1998:35(Ewick, P and Silbey, S. S. 1998. The common place of law : stories from everyday life. Chicago : University of Chicago Press.)

⁴ Silbey, 2001:8627 (Silbey, S. S. 2001. Legal Culture and Consciousness. International Encyclopedia of the Social and Behavioral Sciences. Elsevier. pp. 8623-29.)

⁵ Silbey 2001: 8626(Silbey, S. S. 2001. Legal Culture and Consciousness. International Encyclopedia of the Social and Behavioral Sciences. Elsevier. pp. 8623-29.)

⁶ 2022: 344(Sa e Silva, F. 2022. Relational legal consciousness and anticorruption: Lava Jato, social media interactions, and the co production of law's detraction in Brazil (2017 2019). 56 Law & Society Review, 344 (2022))

⁷ Ewick and Silbey, 1998:45(Ewick, P and Silbey, S. S. 1998. The common place of law : stories from everyday life. Chicago : University of Chicago Press.)

そもそも、世界観、知覚、意思決定といった主觀の要素は、特定の行動や経験に対して個人の意識レベルで反映される⁸。世界観とは、個人が社会における自らの位置をどう捉えるかであり、法との関わり方に影響を与える。知覚は自分の身の回りに起こった事象を解釈する過程であり、他者（弁護士や活動家などを含む）との相互作用によって形成されることもある。こうした世界観と知覚に基づいて個人は意思決定するが、個人の意思決定もまた、時間の経過とともに世界観と知覚を再形成する。このような法規範にまつわる主觀のサイクルを研究するのが「法意識」研究の一端である。

では実際にどのように法意識は研究されているのか。次回以降紹介する。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著 者>

	<p>原口 侑子 One Asia Lawyers Group／弁護士法人 One Asia 日本法弁護士</p> <p>2008年弁護士登録後、森・濱田松本法律事務所に入所し、一般企業法務、クロスボーダーM&A案件等の案件に従事。その後、一般企業法務に加えて日系企業の海外進出支援などの国際取引案件を取り扱ってきた他、JICA受託案件等を中心として、南アジア・東南アジア地域での司法・行政・保健制度調査業務や、アフリカ地域での司法制度調査・雇用調査、ジェンダー・保健案件への従事等、多岐にわたる開発援助業務を行ってきた。</p> <p>また、監査役や医療法人の理事・社員といった経験に加え、アジア・アフリカ等世界30カ国での裁判所を訪問・研究の記録をまとめた書籍を出版する等、幅広い国際的な業務経験を持つ。</p> <p>現在は、イギリスのロンドン大学東洋アフリカ院（University of London, School of Oriental and African Studies (SOAS)）（https://www.soas.ac.uk/）（社会人類学修士課程）に在籍中であり、主にアフリカ法と開発、法と人類学などを研究しながら、アジア・アフリカ・ヨーロッパの最先端の情報の発信を行っている。</p>
---	--

⁸ Chua and Engels (2019: 336-337) (Chua, L. and Engel, D. 2019. Legal consciousness reconsidered. The Annual Review of Law and Social Science. 2019.15:335–53.)